

町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

四万十町長 殿 令和 年 月 日	申請者	所在地		指定番号	
		特別徴収義務者名		連絡先電話番号	()

地方税法第321条の5の2規定により、承認について申請します。

特例の適用を受けようとする税目		令和 年度 町民税・県民税		
申請の日前6ヶ月間の各月末の給与支払いを受ける者の人員および各月の給与支払額（全員分）	区 分	給与支払いを受ける者 人数	臨時雇用している者 人数	
	年 月分			
納 期 限	1回目（6月～11月までの支給分）は、12月10日までに納入 2回目（12月～翌年5月までの支給分）は、6月10日までに納入			
現に町税等の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときはその理由の詳細		申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取消されたことがある場合はその年月日	年 月 日	

※下記欄は、記入しないで下さい。

決 裁 印	副町長	総務課長	課 長	副課長	係 長	担 当	合 議	承 認 ・ 却 下

(裏面)

申請についての注意事項

一 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例について

1 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払いを受けるものが常時10人未満である特別徴収義務者に限ります。

(注) 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満ということです。

2 1に該当する特別徴収義務者がこの納期の特例の適用を受けようとする場合は、町長に申請し、その承認を受けなければなりません。

3 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得および退職所得について特別徴収した町県民税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月～11月までの支給分	12月10日まで
12月～翌年5月までの支給分	6月10日まで

4 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、遅滞なくその旨を記した届出書を町長に提出しなければなりません。

二 申請書の書き方

1 申請者欄には所在地・特別徴収義務者名・通知番号・連絡先電話番号をそれぞれ記入してください。

2 納期の特例を受けようとする年度を記入してください。

3 納期の特例の申請の日前6ヶ月間の各月末の給与支払いを受ける者の人員と、各月の給与支払額(全員分、賞与等の臨時給与を含む)を記入してください。
この場合において、臨時の勤務者があるときは「臨時雇用している者」の欄に人数・給与支払額を記入してください。

4 町税の滞納、および承認の取消については該当する場合のみ記入してください。

5 太枠内のみ記入してください。

※ 滞納や著しい納入遅延がある場合には、納期の特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても滞納や納入遅延をきたしますと、特例の承認を取り消しされることがありますのでご注意ください。

退職等の異動届は、納期の特例の承認を受けても必ず提出してください。